

【文書番号 H0 民再 0001】

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

平和奥田株式会社

代表取締役 中嶋定彦

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

弊社は、本日開催の臨時取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、午後 5 時に大阪地方裁判所に申立てを行い受理されました。また、同時に監督命令および弁済禁止等を内容とする保全処分命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係する皆様におかれましては、多大なご迷惑をお掛けする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1 申立ての経緯および理由

弊社は、昭和 8 年に個人創業された奥宗建設を由来とし、以来、土木・建設事業を中心に発展を続けて参りました。バブル崩壊後に公共工事が減少し、また受注競争の激化で利益率が低下していく状況を打破すべく、賃貸マンションの提案営業や不動産事業を積極的に拡大して参りました。

そのような中、平成 19 年 9 月期の決算確定作業において不適切な会計処理等の不祥事が発覚し、内部のみならず第三者の専門家からなる外部調査委員会も設置して調査を実施し、組織体制の立て直しに着手いたしました。最終的に、弊社の平成 19 年 9 月期決算の期首剰余金は合計 5,270 百万円もの下方修正を余儀なくされ債務超過となりました。

更に、平成 20 年 7 月には大阪証券取引所第二部上場の廃止決定や、元社長を始め不祥事に関係した元役員が特別背任罪で逮捕という事態も生じ、信用不安が生じました。

弊社は、新経営陣のもとで、コンプライアンス体制の見直し、事業の統廃合、徹底的なコスト削減、リストラ等の経営改善を進め、これらの経営改善策を内容とした中期計画を前提として、平成 20 年 9 月にはメイン銀行である滋賀銀行様からのデットエクイティスワップ（債務の株式化）による 1,600 百万円の金融支援を受けました。また、営業赤字幅も平成 20 年 9 月期の 274 百万円から平成 21 年 9 月期には営業赤字の解消に向けて、経営改善を本格化させておりました。

しかし、建設業界に対する逆風が強くなっている中、上記不祥事による信用不安と、昨

夏以降の景気の後退および金融情勢の悪化に加えて、平成20年10月に滋賀県職員に対する贈賄罪で元役員が逮捕されたことにより、短期で1~2ヵ月、最長3年間の指名停止処分を受け、公共工事の受注機会を喪失したことが更に信用不安を加速させました。

これまで進めてきた経営改善策の効果は現れてきていたものの、これらの想定外の事態による影響を全て跳ね返すことはかなわず、平成21年1月末日の資金繰りの目途が立たない状況に立ち至りました。

このままの事態を放置すれば、弊社は破産に至ること必至であり、関係者の皆様に対して一層のご迷惑をお掛けする恐れがありましたので、民事再生手続により会社再建を目指すことが最善の策と判断したものであります。

2 負債総額（平成21年1月末日現在）

約7,607百万円

【内 訳】

金融負債	5,820百万円
リース負債	117百万円
優先債権	167百万円
その他負債	1,503百万円

3 今後の見通し

弊社は既にメインバンクの滋賀銀行様の協力を得ながら再建策に取り組んで参りましたが、今後も、民事再生手続により再建策を推し進めて参ります。当然のことながら、まずは自主再建を前提として取り組んで参りますが、弊社の直面している最大の問題は、上記経緯からもご承知のとおり信用不安の払拭でございます。債権者の皆様に対し、より多くの弁済原資を確保し、再生計画履行を早期に完了するため、今後はスポンサーを募る事も視野に入れて、裁判所及び本日裁判所により選任された監督委員の指導・監督のもと、再建に全力を尽くす所存です。

皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを重ねてお詫びするとともに、今後の弊社の再生に何卒格別のご理解とご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

以上

[ご参考]

1 民事再生手続申立ての概要

- (1) 申立日 平成21年1月30日
- (2) 管轄裁判所 大阪地方裁判所
- (3) 事件番号 大阪地方裁判所平成21年(再)第5号
- (4) 監督委員 弁護士 印藤弘二
- (5) 申立代理人

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号

アクア堂島西館2階 きっかわ法律事務所

電話 06-6346-2983 FAX 06-6346-2991

弁護士 小原 正敏、同 田中 宏、同 西出 智幸、同 小林 和弘、
同 村田 恭介、同 浜本 光浩、同 野城 大介、同 古家野彰平、
同 那須 秀一、同 山下 恵美、同 辰田 淳

東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段ビル8階

LM法律事務所

電話 03-3239-3021 FAX 03-3239-3037

弁護士 小畑 英一、同 本山 正人

2 会社の概況

- (1) 商号 平和奥田株式会社
- (2) 本店所在地 滋賀県東近江市東沖野一丁目7-10
- (3) 設立年月日 昭和29年12月
- (4) 代表者 代表取締役 中嶋 定彦
- (5) 会社事業の内容
 - ① 建設業
 - ② 建築物の設計及び管理
 - ③ 宅地建物取引業
 - ④ 砂利及び各種建設資材の販売 等

3 資本の額 2,162百万円

4 株式の状況

発行可能株式総数		2,700万株
発行可能種類株式総数	普通株式	4,500万株
	A種優先株式	320万株

発行済株式総数 1,089万8,546株
 (普通株式 769万8,546株)
 (A種優先株式 320万株)
 潜在株式数 (A種優先株式について当初の取得価格を前提に算定)
 2,666万6,666株

5 株主の状況 (平成20年9月30日現在)

株主名	株式数	議決権比率	備考
奥宗嗣	884.9千株	11.5%	3代目社長
平松裕将	731.0千株	9.5%	
(株)滋賀銀行	266.7千株	3.5%	
山本義男	225.0千株	2.9%	
太田圭介	182.0千株	2.4%	
奥捨次郎	160.8千株	2.1%	3代目社長の叔父
しがぎんリースキャピタル(株)	113.8千株	1.5%	
斉藤防災(株)	110.0千株	1.4%	
田井敏史	100.0千株	1.3%	
奥和男特定贈与信託 受託者みずほ信託銀行(株)	100.0千株	1.3%	3代目社長の長男への贈与信託
平和奥田(株) (自己株式)	47.7千株	0.6%	
その他	4,776.6千株	62.0%	
上記合計	7,698.5千株	100.0%	
A種優先株式 滋賀銀行	3,200.0千株	—	

6 役員 の 状況

代表取締役 中 嶋 定 彦
 取締役 西 澤 徹
 取締役 磯 部 善 男
 取締役 市 山 明 人
 社外取締役 蔭 山 孝 夫
 監査役 (常勤) 戸 嶋 滋 一
 監査役 藤 岡 忠 明
 監査役 西 幸 男
 計8名

7 従業員の状態

従業員数 153 名（平成 20 年 9 月 30 日現在）

8 営業利益の推移（連結 単位；百万円）

	16 年 9 月期	17 年 9 月期	18 年 9 月期	19 年 9 月期	20 年 9 月期
売 上 高	11,680	14,641	21,462	23,119	11,292
営 業 利 益	△65	△729	△1,109	△420	△274
経 常 利 益	△139	△943	△1,825	△812	△473
当 期 純 利 益	△334	△2,026	△2,263	△1,114	△853

以上